

令和7年12月10日

木更津市議会議長 草刈 慎祐様

教育民生常任委員会

委員長 永原 利浩

視察結果報告書

本委員会は、所管事項調査のため行政視察を実施したので、その概要を報告します。

記

1. 期日

令和7年10月16日（木）～17日（金）

2. 視察地

- (1) 香川県高松市
- (2) 岡山県倉敷市

3. 調査事項

- (1) ヤングケアラー支援事業について

ヤングケアラー・コーディネーターの取組について（高松市）

- (2) 学校給食調理場で行う廃棄される地元産食材のレトルト加工手法の確立モデル事業（倉敷市）

4. 参加者

- (1) 委員

永原 利浩 竹内 伸江 吉田眞紀人 重信 文彦
安藤 順子 石井 徳亮 田中 紀子

- (2) 執行部

こども家庭支援課長 丸 敏子

- (3) 随行

主査 石田 悠二朗

5. 概要

別添のとおり

視察結果の概要

1. 香川県高松市

①市 制 施 行	昭和3年4月1日
②人 口	407,498人(令和7年4月1日現在)
③面 積	355.54km ²
④一般会計当初予算規模	1,894億7348万8千円
⑤財 政 力 指 数	0.77(令和5年度)

〔市勢概要〕

高松市は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面し、これまで、人々の暮らしや経済・文化など様々な面において、瀬戸内海との深いかかわりの中で、県都として、また、四国の中核管理都市として発展を続けてきた、海に開かれた都市である。

「高松」は鎌倉時代に開け始め、天正16年（1588年）豊臣秀吉の家臣生駒親正が玉藻浦に居城を築き高松城と名付けたことに由来し、城下町として栄えた。

これまでに大正、昭和、平成を通じ、8回にわたる合併で、北は瀬戸内海から南は徳島県境に至る、海・山・川など恵まれた自然を有する広範な市域の中に、にぎわいのある都心や、のどかな田園など、都市機能・水・緑が程よく調和し、豊かな生活空間を有する都市となっている。

恵まれた風土と地理的優位性を生かし、四国の中核管理都市として発展してきたが、特に昭和63年の瀬戸大橋開通や平成元年の新高松空港開港、平成4年の四国横断自動車道の高松への延伸などにより高松市を取り巻く環境が大きく変化する中、平成11年4月に中核市に移行した。

〔調査事項〕

ヤングケアラー支援事業について

ヤングケアラー・コーディネーターの取組について

(事業概要)

高松市では、令和4年に、高松市子ども・子育て条例において「市は、責任や負担の重さにより学業、友人関係等に影響が出ることのないよう、ヤングケアラーへの適切な支援に取り組むものとする。」として支援を開始。令和5年度からはコーディネーターの配置及び家事支援サービス事業を開始するなど

支援事業の強化を図っている。

〔主な質疑〕

Q1) 本事業に取組始めたきっかけや背景は。また、現状どのような課題があるか。

A1) 令和3年度の高松市地域共生社会推進プロジェクトチームの会議で支援策が検討されたことから、取組が始まった。現状の課題は、本人の自覚がなく表面化しづらいことや、家族が支援を希望しないなどにより、相談支援につながりにくいこと、社会的認知度が低いことが挙げられる。

Q2) ヤングケアラーに対して、具体的な福祉的または教育的支援は。

A2) 福祉的支援としては、高齢、障害、疾病、失業、生活困窮、不登校、ひとり親家庭といった家庭の状況に応じて適切なサービスにつなげており、教育的支援としては、ヤングケアラーに限らず、家庭等に様々な背景を持つ児童生徒について、学校では、個々に応じた個別の支援に努めている。また、教員以外に、各校に配置された学校生活支援員が、個別の学習支援者として授業に参加することもある。

Q3) 重層的支援は構築が難しいと思うが、具体的な支援でやってよかったということはあるか。

A3) 最もやってよかったのが支援会議の開催で、多機関の支援が必要な家庭について、それぞれの機関が役割分担をした上で必要な支援を行うことができること。また、多機関が関わる中で、主体が誰かを明確にし、全体をコーディネートできるところがメリットと言える。

Q4) コーディネーターはどのような専門性を持ち、どのような役割を果たしているのか。

A4) 会計年度任用職員で、高校の教員を定年退職した後に、こども家庭支援員として4年活動して任期が切れたときに、コーディネーターの募集に応じていただいた。

関係機関や既存の会議へ出向き、ヤングケアラーの周知啓発及び把握、支援に関する協力を依頼している。また、把握した家庭の状況の調査やアセスメント。必要な福祉サービスの利用支援とモニタリングを行っている。

Q5) 家事支援サービス事業の対象となるヤングケアラーの基準や支援内容はどのようにになっているか。

A5) 明確な基準は無いが、コーディネーターがアセスメントした状況をもとに要保護児童対策地域協議会で協議して支援が必要と認めたケースを対象としている。

Q6) コーディネーターや家事支援サービスを利用した人数は。

A6)

	ヤングケアラー 把握世帯数	訪問世帯	訪問回数
令和5年度	41世帯	5世帯	85回
令和6年度	60世帯	11世帯	403回 (同行支援事業9回を含む)

Q7) 高松市こども女性相談課には2つの係があるが、ヤングケアラー支援において係間はどのように連携しているのか。

A7) 女性相談係での相談においてヤングケアラーが疑われた場合、こども支援係に情報提供して支援が必要かどうかを検討するようにしている。反対に、こども支援係で相談を受けた中で、母親の方の課題としてDVや離婚問題などを把握した場合には、女性相談の方に繋いでいる。

Q8) 高松市総合教育会議の資料でヤングケアラーの支援について、こども女性相談課と学校教育課で毎月情報交換会を開催するとあるが、始めた当初と現在の状況や状況の変化は。

A8) 当該情報交換会は、ヤングケアラーに限らず要保護児童対策地域協議会で管理しているケースの全般的な内容となっており、その中にヤングケアラーの内容も含まれるというものになっていく。

早期支援体制の構築等という意味では、ヤングケアラーコーディネーターの学校訪問などから情報をいただくことが多いかと思う。

Q9) ヤングケアラーの早期発見のために学校現場で工夫していることはあるか。また、学校との連携はどのように構築しているのか。

A9) ヤングケアラーに限らず、個別の状況に対応しており、教員同士やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーで情報共有している。

Q10) 社会福祉協議会、民生委員、PTA、子ども食堂などほかの団体との連携はあるか。

A10) 訪問支援事業の委託先及び重層的支援体制整備事業の中で行われている、まるごと福祉相談員の委託先として社会福祉協議会。あと、こども食堂は、配食見守りをお願いしている。また、民生委員、PTAについては、要対協のメンバーとして代表者会議あるいは実務者会議の方にご出席いただいてヤングケアラー制度そのもののご意見等を頂戴しているところである。

Q11) 香川県ヤングケアラー・オンラインサロンに高松市ホームページへのリンクが張られているが、オンラインサロンへの市民の参加状況は市として共有できるのか。オンラインサロンと市の取り組みとはどのような連携なのか。

A11) 市民の参加状況についての情報共有等はない。

Q12) 市民及び小中高生への啓発活動などはどうにしているのか。

A12) 市民向けには、市政出前触れ合いトーク。小中学生については、タブレット1人1台端末にリーフレットを掲載している。それ以外に、国立、私立の小中学校及び高校など1人1台端末に載せられないところについては、今も継続してリーフレットを配布している。
他に、一部ご協力いただいているところでは、市内の高校の文化祭でパネルや国のリーフレットを置かせていただいている。

Q13) 小中高校生へのリーフレットによると、小学生が、中高生より、家族の世話をしている児童が多いという結果には驚いているが、このリーフレットを配布しての効果は。

A13) 直接の反応はない。

Q14) 予算確保について、国の補助金等はあるか。

A14) 子ども・子育て支援交付金（訪問支援事業・同行支援事業）

補助率：国1／3、県1／3

児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（コーディネーターの配置、研修、リーフレット）

補助金：国2／3

母子家庭等対策総合支援事業費補助金（配食見守り事業）

補助金：国2／3

Q15) 高松市の全世帯に対するヤングケアラーの比率や年齢構成、また、ヤングケアラーの最少年齢など把握されているか。また、これらの実態把握はどのように行っているか。

A15) 令和6年度の把握世帯数60世帯で人数が73人。内訳については、小学校1年から3年までが5%、小学校4年から6年が25%。中学生が45%、高校生が22%、高校生以上が3%となっている。

実態把握の方法については、関係機関からの連絡によるものだけ。

Q16) この事業の支援条件の基準等はあるか。また、基準に満たない案件等はあるか。

A16) ヤングケアラーとして支援するかどうかについては、アセスメントシートを利用して、それを要保護児対策協議会で判断することとなる。

ただ、ヤングケアラーではないと判断した場合であっても、少なくともこども女性相談課に連絡が来るということは何らかの支援が必要なケースと考られるため、要支援児童としてケース管理をする中で地区の担当が状況把握をしており、改めてヤングケアラーの要素が浮かび上がったときには、支援方針を再検討した上で、ヤングケアラーに担当が変わることもある。

Q17) 第3期子ども・子育て支援推進計画策定におけるニーズ調査について、県の調査結果を市も共有できるということであったが、あえて、市も調査をした理由は。また、県の調査とのすみ分けはどのようにしたのか。

A17) ニーズ調査で市と県の調査のすみ分けについては、子ども子育て支援に関するニーズ調査については本市が実施し、子ども若者の意識と生活に関するアンケート調査については香川県が実施したものを利用しており、調査の対象者が重複しないように、事前にすり合わせ・整理をした上で実施している。

Q18) 子ども食堂の配食について、対象者は誰が決め、連携はどうなっており、ボランティアか委託か。

A18) 令和6年度までは子ども食堂はボランティアで、コーディネーターの訪問などに同行してもらっていたが、令和7年度からは子ども食堂に委託して定期的に単独で配食を行ってもら正在り、何かあれば関係機関に繋ぐ形としている。

委託先は食品を扱う事業も行っている子ども食堂としているため、衛生関係等の資格を持つ事業者となっている。

[考察]

高松市は、ヤングケアラーという問題を介護や育児、高齢者支援、引きこもり対策などと並ぶ重要な課題の一つと位置付け、既にあった子ども・子育て条例に定義と支援を明記することで、その取組を制度的に位置付けている。

高松市の支援体制は、「専任相談窓口」「ヤングケアラーコーディネーター」「学校連携による訪問支援」を組み合わせた重層的な仕組みを構築しており、福祉部門と教育部門の連携を可能にする組織づくりを行っている。実態調査と連動させながら、早期発見から訪問、学習支援、生活支援へと途切れることなくつなぐことを目指している。

課題としては、ヤングケアラー本人の自覚がなく表面化しにくいことや、本人やその家族が支援を希望せず、相談支援になかなか結びつかないことなどがある。また、啓発活動として、小学生、中学生、高校生を対象としたリーフレット3種類を配布したにもかかわらず、当事者である子どもからの相談は全くなかったという事例は、ヤングケアラーを探して支援につなげていくことの難しさを実感させられた。

ヤングケアラーという呼称についても配慮しているとのこと。当事者にとってこの言葉に違和感がある可能性を考慮し、市ではできるだけこの言葉を使わないように申し合せているということである。本人からの支援の求めがない場合は、あえてヤングケアラーという言葉を使わずに訪問を重ねているとのことであった。

また、ヤングケアラーコーディネーターの配置は重要であり、高松市では、ヤングケアラーに対して見識の深い方が就いており、関係機関との会議や周知啓発活動、ヤングケアラーの家庭への訪問、調査やアセスメントなどを行っているとのこと。

実際に、コーディネーターの介入によって、家族や経済などの問題が複合化している実態が明らかになることも多く、支援の終結が見えない事例に対しても、障害などの福祉サービスへ結びつけるなど、支援が途切れないよう努めているとのこと。

高松市の実践的な施策は、本市においても参考になるものである。高松市をはじめ、幅広く他市の事例を調査研究しつつ、部署間の連携や民間団体との協力関係を強化することが、多くの子どもたちを支援につなげる体制の構築に資すると考察する。

2. 岡山県倉敷市

- ①市 制 施 行 昭和3年4月1日
- ②人 口 471, 985人 (令和7年3月31日現在)
- ③面 積 356. 07 km²
- ④一般会計当初予算規模 2, 119億8, 435万5千円
- ⑤財 政 力 指 数 0. 83 (令和5年度)

〔市勢概要〕

倉敷市は、美観地区に代表される豊富な観光資源と水島臨海工業地帯を中心とした製造業という対照的な顔を持つ市であり、気候は、温暖少雨な瀬戸内海式気候に属し、全国的に見ても晴天の日が多いことが特徴で、各地域の特色ある農水産物など多種多様な産業を有している。

広域連携として、高梁川流域の6市3町（新見市、高梁市、総社市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市）とともに高梁川流域連携中枢都市圏を形成しており、連携中枢都市として中心的な役割を担っている。

また、繊維産業の発展とともに育まれた縫製の技術は、足袋、学生服、畳縁など様々な繊維製品へ展開され、昭和初期には全国の学生服の9割を児島産が占めていた。戦後には国内初のジーンズを販売し、児島は国産ジーンズ発祥の地として世界のジーンズ産業に大きな影響を与えている。

〔調査事項〕

学校給食調理場で行う廃棄される地元産食材のレトルト加工手法の確立モデル事業について

(事業概要)

倉敷市では、規格外、価格調整などの理由で廃棄されている地元食材の状況を把握し、これらの食材を倉敷中央学校給食共同調理場のレトルト調理器で一次加工して常温で保管し、必要に応じて学校給食で使用することにより、地元食材の食品ロス削減を目指している。

〔主な質疑〕

Q1) このモデル事業に取り組んだ背景や問題意識は。

A1) 元々、廃棄農産物削減については以前より取り組まれており、農家から廃棄農産物の多さについては聞いていた。また、アレルギー対策でレトルト調理器が学校給食共同調理場に導入された

ことから、それぞれの事業主旨をマッチングして、国の食品ロス対策関連のモデル事業として取り組むこととなった。

Q2) この事業をやって、今後の方向性や抱負はあるか。

A2) 今後の展開としては、倉敷学校給食共同調理場でアレルギー代替食を提供したり、専用の調理場がない自校式の学校へアレルギー代替食を提供したりするなどを計画をしている。

また、ほかの農産物や食害魚などの有効活用として、トマトやクロダイなどの食材の活用を検討している。

Q3) 費用対効果について具体的な数値等はあるか。

A3) 元々、アレルギー対策で少量生産を前提をしていることから、費用対効果の最大化を重視していない。なお、アレルギー代替食調理員は、他の調理員と別に配置しなければならないため、作業が少ない日にレトルト加工を行うなど作業・勤務時間の合理化に寄与している。

Q4) どの程度食品ロス削減に貢献しているか、具体的な数値等はあるか。

A4) ごぼう・しょうが・れんこんの規格外品等を合計 58.6kg 調達し、レトルト加工品及び給食献立の施策に活用。

Q5) 財源について、補助金の活用などはあるか。

A5) 国のモデル事業として 10/10 が国の補助金となっている。

Q6) 子どもたちの食育や地産地消の推進には、どのようにつながっているのか。

A6) 本モデル事業の概要をまとめたチラシを小学 5、6 年生向けに配布し、児童ならびに保護者への情報発信を実施した。

Q7) 加工前の食材の選定基準や加工後の食材の保管方法、衛生基準等はどのように設けているのか。

A7) 規格外の食材を対象としているものの、変形や変色が酷くあまりにも可食部が少ないと加工の為の人工費もかさむため、選定基準として一定の規格を設けている。

H A C C P 上求められる衛生基準を踏まえたレトルト加工法を策定しており、常温保管としている。また、学校給食という面を考慮して、消費期限の安全率を通常 0.8 掛けとするところ、0.5

掛けとしている。

Q8) 高温高圧調理は、ごぼう、れんこん、しょうがに特化した調理なのか。

ほかの食材への活用事例などあるか。

A8) トマトや食害魚など検討を始めているところ。

Q9) 調理やストックに関する課題はあるか。

A9) 一番の課題としては、廃棄農産物をどうやって調理場へ持つて来ていただけるかというところ。

一般に流通しないため、現状は自分たちで取りに行っているが、できれば一般の流通に載せて配送していただきたいところではある。

Q10) メニュー作成において、レトルトありきで考えるのか、メニューからレトルトが検討されるのか。

A10) 現状はレトルト食材から作成されたメニューとなっている。

Q11) 説明にあったアレルギー対応のバイキング形式の試食会について。

A11) 高梁川流域連携中枢都市圏の10市町の、特定原材料8品目の食物アレルギーを持つ小学生世帯を対象とした試食会で、年1回、30組60人を上限に抽選で募集しており、外食が難しい児童に喜んでもらっている。

[考察]

倉敷市は、既に取り組んでいた学校給食のアレルギー代替食対応の事業に加え、国の補助金を活用した学校給食調理場で行う廃棄される地元産食材のレトルト加工手法の確立モデル事業に取り組んだ。補助金事業であることから、一年間で調査、研究、実証、報告までまとめたのみならず、本事業は今年度、文部科学大臣賞を受賞したことであった。

このモデル事業は、地域産食材の有効活用を推進することを目的としている。これまで形や大きさの関係で市場に出せず、本来なら規格外で捨てられてしまう地元産食材（れんこん、ごぼう、しょうがなど）を、学校給食の調理場にてレトルトパウチに一次加工（下処理・加熱・封入・滅菌等）するという手法を確立した。

規格外の中でも一定の基準が無ければ調理が困難になってしまうため、栄養士や農家など関係機関で

協議会をつくり、規格外の規格を策定、生産者とともに検討されていた。

レトルト加工による保存性の向上は、アレルギー対応食作成の調理合理化にも利用されており、今後は災害備蓄食としても活用も検討されている。これは、食品ロス削減、地産地消、食育、そして地域農業との連携と環境負荷の軽減を兼ね備えた、模範とすべき実践モデルであった。

倉敷市の学校給食事業には、他にも参考にすべき点が多数ある。現在、市内に約4万人いる児童生徒の給食対応のため、リスク回避を目的として、大型施設の給食センターが一か所ではなく、複数施設での分散配置を進めている。7年前に4つの調理場を1つに統合した学校給食共同調理場を建設したのち、PFI方式で2つ目、3つ目の給食センターを計画し、令和10年度に完成予定であること。

この分散配置は建物だけにとどまらず献立にも及び、平時でも食材の調達困難を避けるため、献立をA、B、Cに分ける工夫を凝らして災害時のリスク分散としていた。

さらに、学校給食センターは食育の発信拠点としての役割も担っており、料理教室の実施に加え、インターネットで「倉敷市学校給食」のレシピを公開し、家庭でも作れるようにすることで市民への普及啓発している。また、連携中枢都市圏構想により、高梁川流域7市3町で連携事業を行っており、その一つとして、アレルギー対応食の児童生徒の親子をクリスマスに抽選で30組、「アレルギー対応食のバイキング」（現在は8大アレルギー除去食）に毎年招待している取組も行っている。

今回の視察で得られた知見は、本市においても活かせる実践的な施策が多く、特に地元産食材の加工事業は、食品ロス対策にもつながるため、給食センターの建設設計段階から機械・設備の導入を視野に入れた計画を検討したい。

倉敷市の調理場、学校、農産物生産者が協働する構図を参考にし、行政、農家、そして民間団体との連携をさらに強めることが、本市においても有効であると考察する。

以上、視察結果について概略報告する。